

SGP

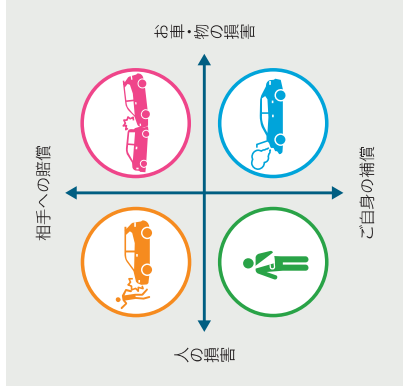
一般自動車保険

パンフレット兼重要事項等説明書

2026年1月版



安心の基本補償



他人にケガをさせてしまった場合に備え、安心の補償を！

対人賠償責任保険

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を！

対物賠償責任保険

万が一のご自身のケガにも、安心の補償を！

人身傷害保険

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を！

車両保険

「SGP」は、以下の①～③のいずれかに当てはまる場合にご契約いただけます。

①～③いずれにも該当しない場合は、THE クルマの保険（個人用自動車保険）での引受けとなります。

① 対象契約 ▶ フリート契約（所有・使用する自動車の総契約台数が10台以上のご契約）

② 記名被保険者（ご契約の自動車を主に使用される方） ▶ 法人

③ 対象自動車 ▶ ・自家用8車種以外の自動車
・レンタカー、教習用自動車および「わ」ナンバース料率を適用する自動車
・業務専用車※

※業務専用車とはアルバイトや通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。

【ご注意】「SGP」では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずお選びいただきます。人身傷害保険のみでご契約いただくことはできません。

特約カタログ

自動車保険の主要な特約を、補償内容や支払事例などを交えてより詳しく説明したツールです。なお、ご契約内容により保険料は異なります。



特約カタログはこちら ▶
<https://www.sompo-japan.co.jp/~media/5JNK/files/kinsurance/automobile/hekuruma/tokuyaku2601.pdf>

+ 選べるオプション 特約でお客さま一人ひとりにぴったりの補償プランをご提供

他の自動車に搭乗中や、自転車運転中の事故なども補償したい！



人身傷害交通乗用具事故特約

詳しくはP⑩

大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい！



人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約

詳しくはP⑩

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配！



人身傷害入院時諸費用特約

詳しくはP⑩

事故で自動車が大破！買い替えて、また新車に乗りたい！



車両新価特約

詳しくはP⑫

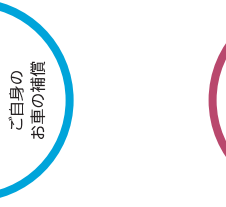
長く乗ってきたお車が全損に！買い替え・修理を検討したい！



車両全損時復旧費用特約

詳しくはP⑫

故障の修理費も補償したい！



故障運搬時車両損害特約

詳しくはP⑮

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配！



地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

詳しくはP⑮

自転車で行く、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった！



個人賠償責任特約

詳しくはP⑮

ご契約の自動車が修理中！その間レンタカーを借りたい！



代車費用特約（事故時30日型）／代車費用特約（15日型）

詳しくはP⑩

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい！



弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）

詳しくはP⑮



録画するだけでなく、平常時の見守り、事故後のかけつけなど、事故の未然防止から解決までトータルでサポートします。
「Driving!」は「ドライブレコーダー」による事故発生時の通知等に「Driving!」に関する特約（詳しくはP⑮）をセットした場合にかぎり、提供されるサービスです。

詳しくはP③



経営者・管理者とドライバー双方が無理なくつながらる環境で、持続可能な事故防止活動をサポートします。

詳しくはP④

個人のお客様に
おすすめ!

損保ジャパンのドライブレコーダーで

お客様に安心・安全を提供します!

つながるドラレコ

.Driving!

Driving!
ウェブサイトはこちら



つながるドラレコは、3つの機能で安心・安全な運転を支援します。



01 もしもの時の 事故対応サポート

万が一の事故時には、自動通報、手動通報に加え「ALSOKかけつけ安心サービス」[※]で安心を提供。
事故現場の安全確保や救急車の手配などをお客さまに代わって対応します。
[※]ALSOKが提供する安心サービスは、お客さまが必要とした場合にご利用いただけます。



02 運転中の サポート機能

高性能ドライブレコーダーを使用した安全運転のサポート機能。
事故を未然に回避または軽減するために画面表示と警告音で注意喚起します。



03 運転力を データで見える化

運転特性などを分析し、専用スマホアプリで運転診断レポートを表示。運転特性スコア[※]が80点以上である場合は翌年度の自動車保険料を5%割引く走行特性割引が適用されます。
[※]損保ジャパンが定める走行情報等のデータにもとづき算出したスコアです。



特約保険料
月々 **980 円** [※]

[※]払込方法が分割払(月払)、支払方法が口座振替で保険期間が1年のご契約の場合の分割保険料(払込方法が一括払の場合は、年間11,172円)です。ご契約内容により保険料は異なります。



オプション品 リアカメラ

メーカー希望
小売価格 **10,780 円** (税込)

あおり運転対策など、後方撮影を希望される場合はオプションでリアカメラをご購入いただくことが可能です。



「つながるドラレコ」とは、損保ジャパンが提供する通信型ドライブレコーダーを指します。



ドライブレコーダーを活用した事業者向け事故防止サービス

SMILING ROAD

スマイリングロード

SMILING ROAD
ウェブサイトはこちら

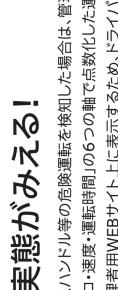


「スマイリングロード」は、経営者・管理者とドライバー双方が無理なくつながる環境で、持続可能な事故防止活動を支援します。



01 ドライバーの 運転の実態がみえる!

ドライブレコーダーが急加減速や急ハンドル等の危険運転を検出した場合は、管理者へメールでお知らせします。
また、「加速・減速・ハンドリング・エコ・速度・運転時間」の6つの軸で可視化した運転診断結果およびドライバーごとに交通違反が発生した可能性のある地点等を管理者用WEBサイト上に表示するため、ドライバーの運転実態を見ることができま



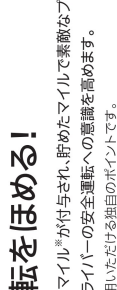
02 ドライバーへの 指導方法がわかる!

運転時に危険な運転を検出した場合は、ドライブレコーダーで動画を撮影し、管理者にメールでお知らせします。
また、管理者用WEBサイトから危険な運転に対するコメントをドライバーに送信することができるため、効果的な指導が実践できま



03 ドライバーの 安全運転をほめる!

ドライバーの運転診断結果に応じてマイル[※]が付与され、貯めたマイルで素敵なプレゼントにご応募いただくことができます。安全運転を目に見える形でほめることで、ドライバーの安全運転への意識を高めます。
[※]マイルは「スマイリングロード」でご利用いただける独自のポイントです。



サービス利用料金

1台あたり
月々 **1,200 円** (税込)

初期費用は不要です。最低1台からお申込可能です。



オプション品 インカメラ・リアカメラ

1台あたり
月々 **200 円** (税込)



【ご注意】 「スマイリングロード」は法人・個人事業主向けのサービスです。法人・個人事業主の方であればお車の台数に関わらずお申込可能です。



ご契約の自動車事故、故障またはトラブルにより走行不能[※]となった場合に、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者を手配し、レッカーけん引や30分程度の応急処置などをご利用いただけます。

[※]「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態等を含みます。
また、事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が保険または診療所に緊急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。
雷道、泥道、砂道などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難なトラブルの場合は補償・サービスの対象となりません。

↓ 下記のサービスをご利用いただくためには、ロードアシスタンス専用デスクへの事前連絡が必要[※]です。

専用デスクへ連絡する前にお客さま自身で業者を手配された場合は「事前連絡なし」となり、下記のサービスについては後から保険金請求をすることはできません。

限度額無制限のレッカーけん引サービス[※] 燃料切れ時の給油サービス JAF会員向け優遇サービス

鍵の紛失時のロードアシスタンスサービス[※] 電気自動車における電欠時の急速充電サービス

[※]自宅における鍵の紛失は対象外です。

ロードアシスタンス専用デスク

365日 110番
0120-365-110

おかけ間違いにご注意ください。

また、ロードアシスタンスご依頼の際は、お客さまのスマートフォン操作で簡単にロードアシスタンス業者を手配できるシステムをご利用いただけます。万が一に備え、手配サイトをブックマークいただくと便利です。



手配サイト
はこちら



スマホで簡単手配

GPS機能で現在地の共有も心配いらず

業者の現在位置・到着予想時間の共有[※]

[※]専用端末を所持している一部の業者が出動する場合に、お客さまへSMS送信を行い位置情報・到着予想時間を共有します。

レッカーけん引

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーによるけん引を行います。

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
運搬費用	無制限 ^{※1}	15万円限度 ^{※2}

電気自動車が電池切れとなった場合や、燃料電池自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車が燃料切れとなった場合は、充電または燃料補給が可能な場所までレッカーけん引を行います。

なお、ガソリンまたは軽油の燃料切れはレッカーけん引の対象外となります。

[※]1 お客さま指定の修理工場等へのレッカーけん引を専用デスクが承認する場合にかぎります。

[※]2 応急処置費用と合算の限度額となります。

[※]3 「ロードアシスタンス事業用特約」をセットした場合は100万円限度です。

応急処置 (30分程度)

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。

主な事例> バッテリー上がり時のジャンピング、キーとじ込み時の鍵開け、バンク時のスペースタイ交換、落輪した場合の上げ、電気自動車における電欠時の急速充電 等

[※]1 レッカーけん引費用と合算の限度額となります。

[※]2 「ロードアシスタンス事業用特約」をセットした場合は100万円限度です。

[※]3 1. 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。

2. 部品代や消耗品代は有料となります。

宿泊・移動・引取費用

ご契約の自動車が走行不能となりレッカーけん引された場合や、法令上の走行不能時に自力で修理工場に入庫した場合に、宿泊・移動・引取費用を補償し、宿泊施設の紹介等のサポートもいたします。

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
宿泊費用	2万円限度 / 1被保険者あたり	
移動費用	2万円限度 / 1被保険者あたり	
引取費用		15万円限度

宿泊費用▶ ホテル等の有償の宿泊施設に臨時に宿泊せざるを得ない場合に要した1泊分の客室料をお支払いします。

移動費用▶ ご契約の自動車が走行不能となった地または入庫した修理工場から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で被保険者が移動するために要した費用をお支払いします。

引取費用▶ 修理工場等でご契約の自動車の復旧が完了した後、合理的な経路および方法でご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。

燃料切れ時の給油サービス

ご契約の自動車が燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。

[※]「ロードアシスタンス事業用特約」をセットした場合は最大20ℓまで無料です。

[※]1. 自宅駐車場および同所等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。

[※]2. 1保険年度につき1回にかぎり対象となります。

JAF会員向け優遇サービス

JAF会員の方には優遇サービスがあります。
JAF会員の場合、お客さま同意のもと、原則JAFへ取次を行います。

サービス	事前連絡あり	事前連絡なし
10ℓまで無料 [※]	提供不可	

燃料切れ時の給油サービス	部品代・消耗品代	タイヤチェーン	パンク 応急修理
1保険年度につき1回まで無料	自己負担	着脱	
JAF非会員のお客さま	対象外	対象外	対象外
1保険年度につき2回まで無料	対象	対象	対象
JAF会員のお客さま	対象	対象	対象

ロードアシスタンスの提供要件や内容は、「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスタンス等諸費用特約」、「ロードアシスタンス事業用特約」および「ロードアシスタンス利用規約」をご確認ください。

万全の事故・故障対応サービス

夜間・休日の
事故・故障対応サービス



お客さまへの「24時間初動対応サービス」

事故受付	事故解決のアドバイス
代車の手配	修理工場のご紹介
修理工場への連絡	病院への連絡

日本全国の安心の事故対応網

47都道府県 **263**か所※



※2025年4月現在

相手方への「24時間初動対応サービス」

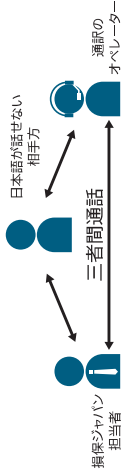
事故の相手方が日本語を話せない場合も安心！

損保ジャパンの事故サポートセンターでは

22か国語※（英語・中国語・ポルトガル語・韓国語など）で、

事故受付や初動対応が可能です。

※2025年4月現在



LINEで保険金請求が完了！「事故チャットサービス」

事故連絡	事故のご相談
画像や動画の送信	保険金請求手続き

忙しくて電話ができないときでも
簡単に損保ジャパンの事故担当者と
チャットで連絡を取ることが可能です。



詳しくはこちら

充実の補償



損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパンが示談交渉を行います。



ご契約の内容により必ずセットされます。



お客さまのご希望によりセットできます。



記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。



記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

対人賠償責任保険 まかせて安心 道路救助サービス

他人にケガをさせてしまった場合に備え、安心の補償を！

補償の概要

ご契約の自動車運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の万1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

対人賠償責任保険金 事故の相手の方が死亡された場合は、対人賠償保険金に加えて15万円を対人賠償費用保険金としてお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP28をご確認ください。

対物賠償責任保険 まかせて安心 道路救助サービス

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を！

補償の概要

ご契約の自動車運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP28をご確認ください。

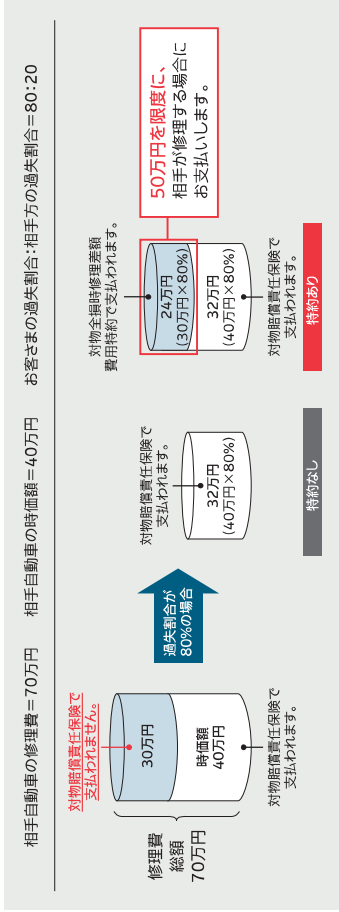
対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われませんが、修理費が時価額を超えてしまったときに心配！ そんなときには…

対物全損時修理差額費用特約 ※ 個人法

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、実際に負担した差額の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。



※記名被保険者が個人で、「二輪自動車、一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車以外」の対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。



人身傷害保険

万が一のご自身のケガにも、安心の補償を！

補償の概要

ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故によりけくなされた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

ご契約タイプ	補償の対象		お客さまご自身およびご家族 ^{※1} の方	
	ご契約の自動車に搭乗されている方	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の交通乗用員 ^{※2,※3} に搭乗中の事故	歩行中の交通乗用員 ^{※2} との事故
基本補償				
	○	○	X ^{※4}	X
人身傷害交通乗用員事故特約セット	○	○	○	○

- ※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から⑥の方をいいます。
- ① 記名被保険者
 - ② ①の配偶者
 - ③ ①または②の同居のご家族
 - ④ ①または②の別居の未婚のお子さま
 - ⑤ 交通乗用員についてはP⑩をご確認ください
- ※2 「他の交通乗用員」に、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まれないなど、一定の条件があります。
- ※3 記名被保険者が個人の乗合または記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合は、「他車運転特約」または「他車運転特約(二輪・原付)」により補償の対象となることとなります。ただし、他の交通乗用員が次の自動車で、運転中の場合にかぎりります。(詳しくはP⑩をご確認ください)
- ・ご契約の自動車のみ自家用8車種の乗合は、自家用8車種の自動車
 - ・ご契約の自動車が一輪原動機付自転車・一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・特定小型原動機付自転車

お支払いする保険金

損害保険金	
入院・通院された場合	―――
治療費などの実費	休業損害(働けない間の収入) ^{※1}
精神的損害 ^{※1}	など
後遺障害を被られた場合 ^{※2}	
治療費などの実費	精神的損害
精神的損害	将来の介護料
逸失利益(労働能力を喪失したことにより失った将来の収入)	など
お亡くなりになった場合	
治療費などの実費	精神的損害
精神的損害	葬儀費用
逸失利益(お亡くなりになったことにより失った将来の収入)	など

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑩をご確認ください。

保険金額の目安

「人身傷害保険」は、お客さまご自身だけでなくご家族のための補償でもあります。次の表を参考に適正な保険金額をご設定ください。

年齢別の平均的な損害額目安

【ご注意】 次の表は有職者(ただし、70歳を除きます。)の平均的な損害額です。実際の損害額は収入やご家族の構成、事故日時点の法定利率などにより異なります。

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
20	無	8,000万円	1億9,000万円
30	有	1億円	9,500万円
40	有	9,000万円	4,000万円

ご自身の人の補償

他の自動車に搭乗中や、自転車等を運転中の事故なども補償したい！ そんなときには…

人身傷害交通乗用員事故特約

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中のみ」だけでなく「他の自動車」に搭乗中の事故」や「自動車以外の交通乗用員」に搭乗中の事故」、「歩行中の自転車との衝突事故などの交通乗員事故」に拡大する特約です。

【ご注意】 記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約のみセットすることができます。

※記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の方の同居のご親族が所有または主として使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。

交通乗用員とは…?

自動車、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎりず)、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置のあるものにかぎりず)、電單車、ロープウェー、航空機、船舶、エレクトリック・エスカレーター、動く歩道等を含みます。なお、キックボード(電動キックボードを除きます)、スクーターボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊覧用に使用される乗り物等は含まれません。

大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい！ そんなときには…

人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなった場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。

- 【ご注意】** 1. この特約で既に支払った後遺障害定額給付金がある場合は、その額を差し引いて死亡定額給付金をお支払いします。
2. 他の自動車保険特約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。
3. 「搭乗者傷害特約(日額払)」をセットした契約には、この特約をセットすることはできません。

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話が心配！ そんなときには…

人身傷害入院時諸費用特約

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、入院中および退院後30日以内の期間を対象として、入院時諸費用(家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ベット預け入れ等費用および5日以上入院された場合の退院時諸費用)をお支払いする特約です。

入院時諸費用のお支払限度額

1事故、被保険者1名につき、入院時諸費用の合計額をお支払いします。ただし、「25,000円×入院日数」を限度とします。

- 【ご注意】** 1. お支払いの対象となる期間は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間における日数とします。
2. それぞれの費用については、一定の限度額があります。
3. 退院時諸費用は、5日以上入院された場合にお支払いの対象となります。

「まかせて安心 入院時アシスタンス」をご利用いただけます。

人身傷害の保険金がお支払いの対象となる事故で入院されたお客さまご家族の生活をサポートする安心・便利なサービスです。

家事・介護サポート

株式会社ニチイ学館との提携により、ご自宅での炊事・洗濯・日中掃除などの家事やご親族などの介護を代行するためのヘルパーサービスを提供します。

【ご注意】

1. 「人身傷害入院時諸費用特約」の支払対象期間にかぎり、サービス提供します。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。
2. サービスの内容は、お客さまに事前にご案内する場合があります。



お見舞返しサポート

伊勢丹、高島屋、三越との提携により、5日以上入院された場合に、退院後の体気払い・お見舞前礼の贈答品をご指定先にお届けします。

搭乗者傷害特約(一時金払)／搭乗者傷害特約(日額払)

ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故によりけくなされた場合やケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとと、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。

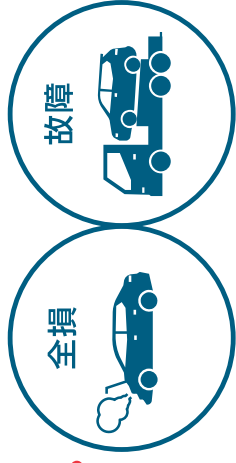
【ご注意】 死亡保険金をお支払いするにあたって、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。

特約ごとの医療保険金のお支払い

特約	搭乗者傷害特約(一時金払)	搭乗者傷害特約(日額払)
医療保険金	医療保険金は、医師の治療を受けた場合に次の金額をお支払いします。 ●治療日数が1日から4日の場合：ケガの内容にかかわらず1万円 ●治療日数が5日以上の場合：ケガの内容に応じて10万円、30万円、50万円または100万円	医療保険金は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間に限り、医師の治療が必要と認められない程度にわたる日までの治療日数に引き1日につきご契約の入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。
ご注視点	1. 同一の事故により複数のケガをされた場合は、それぞれのケガの内容に基いた医療保険金のうち、最も高い金額をお支払いします。	1. この特約をセットする場合は、人身傷害保険の入通院定額給付金はお支払いしません。「人身傷害入通院定額給付金対象外特約」がセットされます。
	2. この特約をセットする場合は、人身傷害保険を適用することはできません。	2. この特約をセットする場合は、「人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約」をセットすることはできません。

車両保険にプラス!

大切なお車のためにおすすめの特約

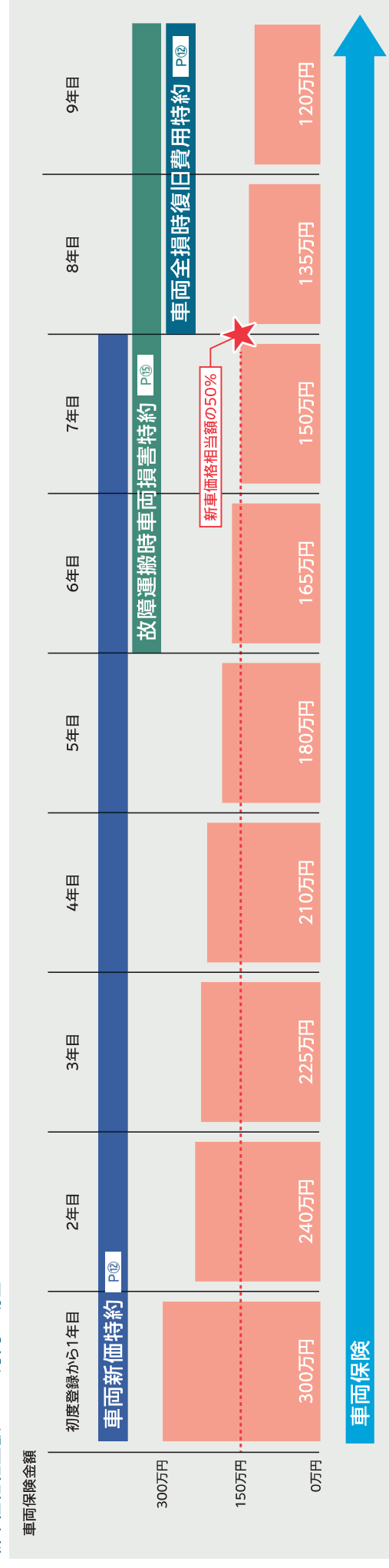


車両保険だけでは補償されない
損害があることをご存じでしょうか？

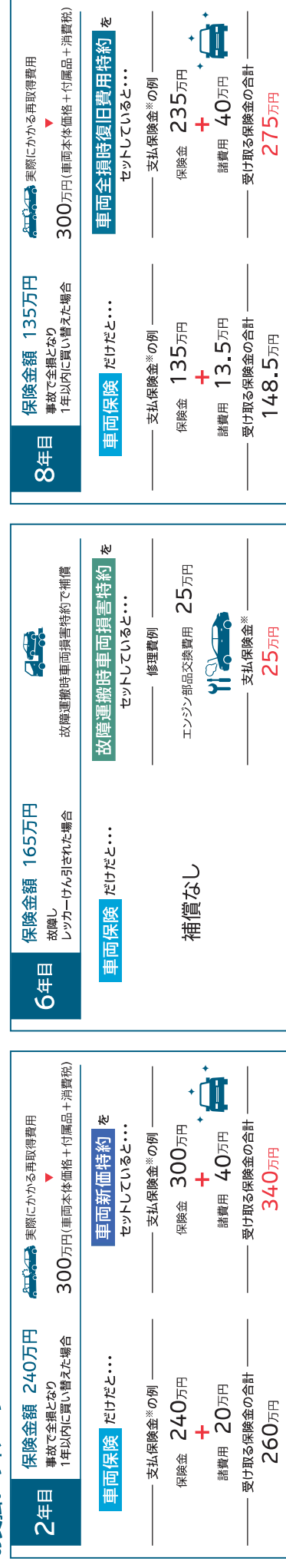
- ▶ 事故にあっってしまった車が全損。新しい車に買い替えたい。
- ▶ 故障してしまったが修理をして長く乗り続けたい。

車両保険の基本補償だけでは十分ではありません！

新車価格相当額が300万円の場合



お支払いのイメージ



※お支払いする保険金の詳細はP⑪、⑫、⑬をご確認ください。

故障の修理費も買替費も補償したい！ そんなときには…

故障運搬時車両損害特約 オプション 個

ご契約の自動車に故障により走行不能[※]となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または30万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。

※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

ご注意

- この特約は、次の条件をすべて満たす場合にのみ、セリットすることができ、
・車両保険を適用した自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）のご契約であること
・次の自動車を対象としたご契約でないこと
・レンタカー・教習用自動車・構内専用車・改造車・並行輸入車・外務省登録自動車
・記名被保険者が個人であること
- ご契約の初日の属する月が初年度登録年月（または初年度検査年月）の翌月以上であること
・ご契約期間の初日の属する月が初年度登録年月（または初年度検査年月）の翌月以上であること
- ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。
- 車両保険の自己負担額を設定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を差し引きません。
- 自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害または法令上の定期点検を要施設していないことに起因する故障損害は補償されません。
- 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。

補償対象のご注意

消耗部品^{※1}、バッテリー（駆動用/バッテリーを含む）、油脂等^{※2}の交換または補充に要する費用はお支払いの対象外です。ただし、故障損害が生じた部品の修理に付随して交換または補充が必要となる場合を除きます。

※1 消耗部品とは、時間の経過やご契約の自動車の使用等により摩滅、腐し、及びその他自然の消耗が生じる部品をいいます。

例：チェーン、ホース、電球、ベルト、懸、ワイパーブレード、ブレーキパッド、エアコンフィルター、オイルフィルター類など

※2 時間の経過やご契約の自動車の使用等による交換または補充が必要となる部品は、燃料および燃料等をいいます。

例：オイル、燃料、冷却水、ウォッシュ液など

支払事例

実は3人に1人が故障を経験しています！

当社調べ「あなたは過去にお車が故障し自走不能となった経験はありますか？」

（事故による故障の場合を除きます）」への回答結果（2022年5月実績 回答数：2,421名）

警告灯が点滅してエンジン付近から水漏れが…	ドアミラーが突然動かなくなった…	警告灯が点滅してエンジンが停止した…	夜間走行中にヘッドライトがつかなくなった…
			
修理費例 約25万円	修理費例 約10万円	修理費例 約25万円	修理費例 約20万円
冷却装置等の部品交換費用	ドアミラー交換費用	発電機等の部品交換費用	ヘッドライト部品交換費用

保険金のお支払いイメージ

車両保険金額が150万円の場合	
修理費 25万円	修理費 45万円
修理費の25万円が お支払保険金となります。	修理費＞限度額となるため 限度額の30万円が お支払保険金となります。
お支払い 25万円	お支払い 30万円

車両保険金額が20万円の場合	
修理費 45万円	修理費 45万円
車両保険金額が30万円を 下回る場合は、車両保険金額の 20万円がお支払保険金となります。	車両保険金額が30万円を 下回る場合は、車両保険金額の 20万円がお支払保険金となります。
お支払い 20万円	お支払い 20万円

POINT 支払われた保険金は、新車購入の頭金にもできます。

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配！ そんなときには…

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 オプション 個

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円（車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。）をお支払いする特約です。

この特約は、車両保険を適用したご契約にセリットすることができます。

ただし、二輪自動車・一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車など一部の自動車のご契約にはセリットできません。

お客さまに過失がない場合は、保険を使っても等級がダウンしないので安心！

無過失事故の特則 自動セリット 個

次のいずれかの条件に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- 相手自動車^{※1}の「衝突」、「センタラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパンが判断した場合
- 相手自動車^{※1}との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- 自動車運転中に偶然な事故^{※2}が発生した場合

※1 ご契約の自動車と所有者が異なる自動車にかざります。

※2 道路運送車両法第41条に定める自動車運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約の自動車の製造者の取扱説明書で示す取扱いと異なる使用をしていない限りを除きます。

1. ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故にかざります。

・「相手自動車^{※1}」および「その運転者または所有者」が確認された事故

・車両保険金のみをお支払いする事故

2. ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発・盗難・台風・竜巻・洪水・落車・いたずら・飛来中・落下中の他物との衝突などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。

ご注意

1. ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故にかざります。

・「相手自動車^{※1}」および「その運転者または所有者」が確認された事故

・車両保険金のみをお支払いする事故

2. ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発・盗難・台風・竜巻・洪水・落車・いたずら・飛来中・落下中の他物との衝突などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。

その他 補償(主な特約)

自転車で行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった！ そんなときには…

個人賠償責任特約 オプション 個

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故（例：自転車運転中の事故など^{※1}）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。

※自動車運転中の事故等を除きます。

保険金額 日本国内で発生した事故 無制限

日本国外で発生した事故 1事故につき1億円

ご注意 パブリック契約にかざりセリットできます。



マンションで給水
ホースのつなぎ部
分が破損し、階下
の部屋に水漏れを
起こしてしまった

賠償例

550万円



散歩中に、飼い犬
が他人に噛みつい
て、ケガをさせた

賠償例

30万円

こんなトラブルにも安心

こんな方におすすめです！

- 小さいお子さまがいらっしゃる方
- 自転車によく乗られるご家族がいらっしゃる方
- 旅行やおでかけを頻繁にされる方

ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい! そんなときには…

代車費用特約(事故時30日型)／代車費用特約(15日型) 【オプション】 【圖】

ご契約の自動車は「ロードアシスタンス等諸費用特約」のうち、運搬費用保険金または応急処置費用保険金のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となり、レッカーけん引された場合は法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合^{※2}に、被保険者が負担された代車費用^{※3}を、1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数^{※4}を乗じた額を限度にお支払いする特約です。なお、事故の場合は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×

※1 事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。
※2 走行不能となった地において応急処置により走行不能が解消された後に修理工場などに入庫した場合を含みます。
※3 修理などをご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用をお支払いの対象となります。
ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。
※4 「代車費用特約(事故時30日型)」をセットした場合は30日(故障発生により走行不能となった場合は15日)を限度とし、「代車費用特約(15日型)」をセットした場合は15日を限度とします。

修理費以外にもこんな支出が発生します!

深夜に事故にあい 交通手段もないため 近くのホテルに宿泊した 1泊の宿泊費用 2万円	事故翌日、 タクシーで帰宅した 移動費用 2万円	自宅から距離のある 修理工場に入庫していたため、 タクシーで車を取りに行った 引取費用 1万円
トラブル発生時 宿泊費用 移動費用 ロードアシスタンス [※]	修理中 代車費用 代車費用特約	修理後 引取費用 ロードアシスタンス [※]

※ロードアシスタンスについて詳しくはP⑤⑥をご確認ください。

大型車でレッカー費用が高額になった場合も補償して欲しい! そんなときには…

ロードアシスタンス事業用特約 【オプション】 【圖】

ご契約の自動車は、ロードアシスタンス等諸費用特約のうち、運搬費用保険金または応急処置費用保険金のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能[※]となった場合に被保険者が負担された運搬費用および応急処置費用を、1事故につきロードアシスタンス等諸費用特約の保険金とあわせて100万円を限度にお支払いする特約です。

※事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。

【ご注意】 ご契約の自動車が、自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)・営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下)・営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)・自家用バス・営業用バス・小型タンクパー・普通型タンクパー(最大積載量2トン以下)・普通型タンクパー(最大積載量2トン超)・砂利搬送用普通貨物車の場合にセットできます。

事前連絡有無による支払限度額の差異

ロードアシスタンス事業用特約を セットしている場合	事前連絡あり		事前連絡なし	
	レッカーけん引費用 (無制限 (ロードアシスタンス [※]))	応急処置費用 (30分程度)	レッカーけん引費用 (30分程度)	応急処置費用 (30分程度)
ロードアシスタンス事業用特約を セットしていない場合	無制限 (ロードアシスタンス [※])	100万円限度	合算して100万円限度	合算して15万円限度 (ロードアシスタンス [※])

※ロードアシスタンスについて詳しくはP⑤⑥をご確認ください。

保険会社が示談交渉できないいらい事故でも安心!

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい! そんなときには…

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) 【オプション】 【圖】

被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

被害事故弁護士費用保険金

日常生活における偶然な事故(自動車事故を含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合^{※1}に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。

保険金額 被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度
被害事故弁護士費用保険金 被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

刑事弁護士費用保険金

自動車や運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された弁護士費用^{※2}や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

保険金額 刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度

刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

※1 業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の庫内庫外に発生した被害事故にかぎります。

※2 相手の方が死亡した場合は被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。

【ご注意】 1. お支払いの対象となる費用の認定は、お款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に依り損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円。)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

2. 弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容及び記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ることが必要となります。

3. 記名被保険者が個人かつノンフリート契約にかぎりセットできます。

【POINT】 ケガを負われた、財物を壊された等の日常生活における被害を受けたことによるトラブルが対象です。

弁護士費用特約(自動車事故限定型) 【オプション】 【圖】

「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」の被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合を、自動車事故に限定した特約です。

【ご注意】 「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」と同時にセットすることはできません。



「日常生活・自動車事故型」と「自動車事故限定型」の違い

ご契約タイプ	お支払いの対象		自動車事故起因の被害事故に関する損害賠償請求		自動車運転中の対人加害事故に関する刑事事件の対応 ^{※2}	
	日常生活・自動車事故型	自動車事故限定型	被害事故弁護士費用保険金 被害事故法律相談・書類作成費用保険金	300万円限度 10万円限度	刑事弁護士費用保険金 刑事法律相談費用保険金	150万円限度 10万円限度
日常生活・自動車事故型	○	○	○	○	○	○
自動車事故限定型	×	○	○	○	○	○

※1 日常生活における刑事事件の弁護士費用等は補償の対象となりません。

※2 対人加害事故により被保険者が危険運転致死傷罪に処された場合は、その対人加害事故によって生じた賠償に対しては、原則、保険金をお支払いしません。

弁護士費用特約をセットするメリット

弁護士費用特約をセットしていない場合

- ✓ 自身に過失が発生しない事故の場合、自ら相手と交渉しなければならぬ
- ✓ 弁護士に委任する場合には費用と手間がかかる

弁護士費用特約をセットしている場合

- ✓ 法律の専門家による的確なアドバイスを受けられる
- ✓ 示談交渉の代行によって、不利益な結果になるリスクを回避できる
- ✓ 保険金額内であれば費用を気にせず相談できる

ドラレコ特約(ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約)



この契約の自動車に搭載されたドライブレコーダーが「事故故による衝撃を検知したことにより信号を発生し、この信号が送信されたときに、普通保険約款に定める「事故発生時の通知」が履行された」とみなすことなどを定める特約です。なお、この特約をセレクトしたご契約には、安全運転支援サービス「Driving! (ドライビング!)」が提供されます。

※眞保ジャパンから貸与する当社オリジナルプレイヤーにかぎりります。

- この要領が1年以内のこの要領または2型別期間が1年未満の場合、2年未満の期間がないベンパノア型別（きりぎりす）をセレクトすることができます。
2. この要領期間が1年以内のこの要領または2型別期間が1年未満の場合、この要領をセレクトすることはできません。
3. この要領が携帯電話（サービス利用可能なスマートフォン機能）を所有している場合は、この要領をセレクトすることはできません。
4. ドラッグ＆ドロップは、電源供給のためにこの要領の自動車をセレクトして使用しないベンパノア型別（きりぎりす）をセレクトすることはできません。
5. 二輪自動車や一部原動機付自転車および特定小型原動機付自転車など一部の自動車のこの要領にはセレクトできません。

保険料算出に関する特約(愛知県特約)に



運転特性に応じて、損保ジャパンと締結する継続後のご契約※に走行特性割引を適用する特約です。

※この特約をセットしたご契約の場合、そのご契約の2年度目以降を含みます。

- ご注意**
1. トライアルの自動車を走行中に走行経路を指示する特約の「セメント」はこの契約に必ずセットされています。
 2. トライアルの自動車を走行中に走行経路を指示する特約の「セメント」指定の距離情報に登録されており、走行特性診断サービスにバリエーションを提供することに契約者が同意している場合にセメントをセットすることができます。なお、この場合は、走行特性診断サービスが提供されます。
 3. 「走行特性診断」の詳細はP.26をご確認ください。

原動機付自転車に乗っているときの補償もほしい! そんなときには…

ファミリーバイク特約



※1 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車を使用中等などに生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。

※1 用途車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である車両をいいます。

補償の対象		相手への賠償		ケガの補償	
ご契約タイプ	人建傷害型	人への賠償	自動車・物への賠償	自損事故 (運転者変化など)	他の自動車との事故 (交差点での衝突など)
	自動車傷害型	対人賠償責任保険 ^{※2}	対物賠償責任保険 ^{※2}	自損事故傷害補償特約 ^{※3}	人身傷害保険 ^{※2}

※2 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の条件に従い、保険金をお支払いたします。

※3「自損事故傷害特約」の主な内容…死亡保険金(1,500万円)・医療保険金(入院日額:6,000円・通院日額:4,000円)

1. 対人賠償保険および対物賠償責任保険を適用した自動車用車両または二輪自動車（以下「車両」といいます。）のノンフリー契約になります。
2. 対人賠償保険の場合は、人身傷害保険を適用した契約になります。
3. 自動車用二輪車型に生じた損害は補償の対象となりません。
4. 信用中の原動機付自転車を使用中などの事故も補償の対象となります。
5. 「運転者限定特約、および「運転者年齢条件特約」は適用されません。
6. ローリー・スクーター等専用車両特約など一部の特別付帯補償の対象となります。

人身傷害型と自損傷害型で支払われるケガの補償の違いの事例

	相手がいない事故でケガ	相手がいる事故でケガ
人身傷害型なら	治療費の20万円が支払われます。	(例:曲がり角で飛び出してきた自転車とぶつかり自身はケガをして治療のために20日間入院し、治療費が40万円かかった。)
自損傷害型なら	通院日額4,000円×通院日数20日で8万円支払われます。	治療費の40万円が支払われます。

積んでいた荷物が事故で破損! そんなときには…

車両積載動産特約
+ オプション
個別

※ご契約の自動車の一部のみを盗難を除きます。

ご注意 自家用8車種のご契約にかぎりセットできません。

- ※
保険金額 1事故につき 30万円

※記名被保険者が法人の場合は、ご契約時に30万円、50万円、100万円からお選びいただけます。

他車運転特約
自動セット

借用中の自動車(自家用8車種)を運転中*の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

※駐車または停車中を除きます。

1. 自家用自動車に「契約」に必ず書かれます。ただし、記名被保険者が個人の場合は記名被保険者が個人、乗務保険者を設定している場合は、乗務用自動車に「契約」に必ず書かれます。その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有する、
2. 「利用中の自動車」は、記名被保険者（個人被保険者の特定している場合は個人被保険者）の配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有する、
3. 上記の5に使用する自動車は名義ではありません。
4. 乗務用自動車は、乗務中に自動車中の乗務者の運転を限度に保険金を支払います。
5. 記名被保険者が個人の場合は記名被保険者が個人、乗務保険者を設定している場合は個人被保険者が個人、乗務用自動車に「契約」に必ず書かれます。その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有する、
6. ロードアシスタンス（他国運転時特約）は、一部の自動車は補償の対象外となります。

他車運転特約(二輪・原付) 自動セット

借用中のバイク(二輪自動車、一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車。以下同様とします。)を運転[※]の事故に
ついて、借用中のバイクをご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約
です。

※駐車または停車中を除きます。

2. 信用自動車・一般用自動車・原動機付自転車および特定小型原動機付自転車の二重特約は、記名被保険者が個人の場合または記名被保険者の一人である場合、被保険者を特定している場合にのみあります。
3. 記名被保険者(個人)が被保険者を特定している場合は(個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居のご家族が所有または主に使用するバイクには、「信用車のバイク」には含まれません。
4. 信用車のバイクの保険料に優待してお支払いすることがあります。
5. 車庫環境は補償の対象外です。
6. ロードアシスタンス等補償用特約など、一部の特約は補償の対象外となります。

臨時代替自動車特約
自動セット
個
送

ご契約の自動車の整備・修理・点検などのために整備工場などの管理下において使用できない間に、代替として借用中の自動車を、ご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

- ご注意**
- 外、ご契約者が法人の「要請された上記記載保険者が個人で1人専用自動車として1台を所有し、一時的な借用により自賠責および特定小型自動車賠償責任自動車保険の適用を受ける必要が生ずる場合を除きます。また、記名被保険者が法人で個人が被保険者である場合は記名被保険者の役員・使用人が所有するものを除きます。
2. 借用中の自動車には、記名被保険者、その配偶者、これらの方のご家族・引当の未婚のお子さままたは記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車を含められます。
3. 車両損害や補償の対象となる場合は、借用中の自動車の価額を限度に保険金をお支払いします。
4. 車間距離や速度の目安は守っていただく必要があります。
5. 借用中の自動車を修理等に優先してはお支払いたしませんのでご了承ください。
6. ロールオーバー防止装置（横転防止装置）を標準装備している車両は、一部オプションスタンス等の価格（費用）増加分は補償の対象となります。

被害者救済費用特約

ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどにより人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用をお支払いする特約です。

1. 人身事故時、対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
2. 対人賠償責任保険の場合には対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

心身喪失等による事故の被害者損害補償特約

ご契約の自動車の運転者等による心神喪失等により人身事故または物損事故が発生した場合で、運転者等に法律上の損害賠償責任がなかったことを損保ジャパンが認めるときに、被害者に生じた損害について、保険金をお支払いする特約です。

1. 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
2. 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

ご契約条件の設定

「SGP」は運転する方に合わせて保険料が決まります。

運転者の限定・年齢条件

「運転者限定特約」、「運転者年齢条件特約」により、補償の対象となる運転者の範囲を限定することができ、保険料の負担を抑えることができます。

運転者限定特約

運転者を本人・配偶者に限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故にかきり、保険金をお支払いします。

運転者年齢条件特約

運転者年齢条件 (21歳以上補償、26歳以上補償) を設定した場合、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかきり、保険金をお支払いします。

記名被保険者が個人の場合

「運転者限定特約」および「運転者年齢条件特約」の設定方法

運転される方の範囲をご確認のうえ、年齢条件をお選びください。

運転される方		①	②	③	④	⑤
運転者 限定特約	記名被保険者	○	○	○	①または②の 同居のご親族 友人・知人等①～④以外の方	⑤
	なし	○	○	○	○	○
本人・配偶者限定		○	○	○	×	×

○の方のうち、運転される最も若い方の年齢に際して次の運転者年齢条件をお選びください。

自動車の用途車種		運転者年齢条件	
自家用乗用車 (普通・小型・軽四輪)・二輪自動車	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車	全年齢補償	21歳以上補償	
上記以外		年齢条件なし	

記名被保険者が個人で、運転者の年齢条件が26歳以上補償の条件でご契約された場合は、記名被保険者の年齢に
応じた料率区分を設けています。
ご契約期間が1年以下のご契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を
適用し、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、「保険年度ごとの初日における記名被保険者の年齢」に基づき
料率区分を適用します。
なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」に
よる料率区分を適用します。

記名被保険者 年齢別料率区分		「26歳以上補償」				
運転者年齢条件	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳
記名被保険者 年齢別料率区分					70歳～74歳	75歳以上

同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

記名被保険者が法人の場合

ご契約の自動車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に合わせて、年齢条件を設定してください。

法人契約で法人の代表者のファミリーカーとしても使用するノンフリート契約には…

法人の代表者の方を個人被保険者に指定することができます。その場合、法人の代表者の方とそのご家族は、ご契約内容に応じて、次の補償が受けられます。

- 人身傷害・交通費用・事故特約 (詳しくはP⑩をご確認ください)
- 他車運転特約 (詳しくはP⑩をご確認ください)
- 他車運転特約 (二輪・原付) (詳しくはP⑩をご確認ください)

保険料を決定する要素として、次の制度などがあります。

ノンフリート等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下 (ノンフリート契約者) の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が
割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

ノンフリート等級別料率制度や割増引率は将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間

事故有係数適用期間 (ご契約期間の初日における残りの適用年数) を示すものとして保険契約ごとに設
定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適
用します。
なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書、保険証券 (または保険契約継続証) などでは「事故有期間」という略称を使用していることが
あります。

1. 新たにご契約される場合

6 (S) 等級となり、右表の割増引率が適用されます。2台目以降の自動車について新たに自動車保険をご
契約される場合で、複数所有新規契約 (セカンドカー割引) の適用条件をすべて満たすときは、7 (S) 等級
からスタートします。また、事故有係数適用期間は0年となります。

複数所有新規契約 (セカンドカー割引)	記名被保険者	車両所有者
	●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者の同居のご親族	●1台目のご契約の車両所有者 ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の自動車 (自家用8車種) を新たにご契
約される場合で一定の条件を満たすときは、7 (S) 等級となり、上表の割増引率が適用されます。
また、二輪自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の二輪自動車を新たにご契約される場合も
同様とします。新たにご契約される2台目以降のご契約の記名被保険者・車両所有者がいずれも個人であり、かつ
次の表に該当することが条件となります。

記名被保険者	車両所有者
●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者の同居のご親族	●1台目のご契約の車両所有者 ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

2. 継続してご契約される場合 (他社からの切替契約を含みます。)

ご契約期間が1年の場合は、ご契約期間中無事故であれば、次回のご契約の等級は「等級上がり」です。また、保険
金をお支払いする事故があった場合、次回のご契約の等級は事故の内容や件数によって決定します (ご契約期間
が1年以外のご契約の場合は取扱いが異なります)。

なお、保険金をお支払いする事故は3種類あり、次のとおり取り扱います。

事故の種類	等級の取扱い	事故の具体例
ノーカウント事故	右記の事故のみまたは右記 の事故の組み合わせの場合 は、事故の件数に数えませ (等級は下がられません)。	●人身傷害保険事故 ●ロードアシスタンス等諸費用特約事故 ●弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型) / (自動車事故限定型) 事故 ●ファミリーバイク特約事故 ●個人賠償責任特約事故 など
1等級ダウン事故	事故1件につき、 1等級下がり。	●いたづらや盗難、飛び石により車両保険のみ支払われる事故 ●故障修理時車両損傷特約事故 など
3等級ダウン事故	事故1件につき、 3等級下がり。	●ノーカウント事故および1等級ダウン事故に該当しない事故 など

詳しくはP⑩をご確認ください。

重要事項等説明書

この書面では、自動車保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しております。**ご契約前に必ずご確認ください。お申し込みいただきますようお願いいたします。**
なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者（車両保険を適用している場合）が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**などによって定められています。普通保険約款・特約などの詳細については、のマークに記載の項目も含め「ご契約のしおり（約款）」に記載されていますので、損保ジャパン公式サイト（<https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx>）でご確認ください。
なお、「ご契約のしおり（約款）」を冊子でご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注）過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望に沿えない場合があります。

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

と	用語	内容
は	配偶者	普通保険約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めるものをいい、ご契約の内容により必ずセットされるもの（自動セット）。ご希望によりセットできるもの（オプション）があります。 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※１および同性パートナー※２を含みます。 ※１ 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないため、法律上の夫婦と認められないものの、事実上夫婦関係と同等の事情にある方をいいます。 ※２ 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係を築き、一定の程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたって継続する意思）をもた、周囲により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
ひ	被保険者	保険契約の補償の対象となる方をいいます。
ふ	普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の標準的な契約内容などを定めるものをいいます。
ほ	保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
	保険金額	保険金をお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。
み	保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者がお支払いいただく金銭のことをいいます。
よ	未帰のお子さま 用途車種	これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。 登録番号・車種番号・積載または積載番号欄上の分類番号・色等に基づき乗保ジャンパンが定められた、自家用普通車種用、自家用小形車種用、自家用軽四輪車種用、自家用小形貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）ダンパ装着がある場合などは、自動車乗車証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。

き	用語	内容
こ	記名被保険者 「保険契約書」 「保険契約書」 ご親族	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券（または保険契約継続証）などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。ドライバー保険の場合は、運転免許証（仮免許証を除きます）をお持ちの方1名で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。 プライベートと通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。 ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券（または保険契約継続証）などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族のことをいいます。 次の用途車種をいいます。 ①自家用普通車種用 ②自家用小形車種用 ③自家用軽四輪車種用 ④自家用小形貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車 ⑧特種用途自動車（キャンピングカー） 保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
し	自家用8車種	生活の本拠として同一家庭※に居住していることであり、同一生計と世帯関係の有無は問いません。 ※ 同一家庭とは、建物の主要部分のうち、外壁、柱、小屋根、はり、重畳のいすれをも含む、独立したものをいいます。台所などの生活設備を有さない場合は、一般家庭（一般家庭）として取り扱います。
と	自己負担額 同居	【居住と取り除く例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸の区分が明確な場合（賃貸または所有の区分を問いません）。 ・同一敷地内であるが、別家賃で居住している場合（生計・世帯関係は問いません）。 ・単身赴任の場合 ・お子のために下宿しているお子さま（住民票記載の有無は問いません）。 ・世帯帯毛で、建物内で行き来ができます、各世帯の居住空間の区分が明確な場合

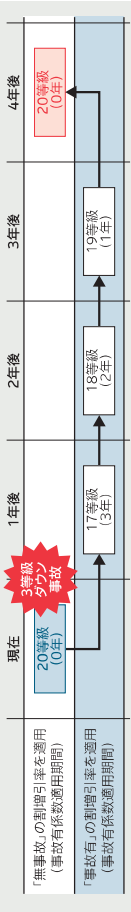
継続前のご契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割増引率を適用します。
事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

等級	割増																			
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率 (%)	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
無事故																				
事故有																				

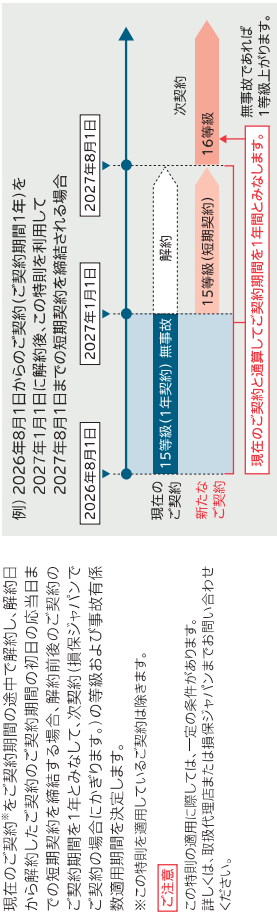
事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。
・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故1件につき「3年」を、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加えます。
・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故1件につき「3年」を、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例

20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合



ノンフリート保険期間通算特別



ご契約の更新時には、更新手続き漏れをサポート！

ご契約更新時のサポート

安心更新サポート特約 自動セット 画

長期のお出かけなどで、方が一ご契約の更新手続きをうっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がセットされています。

ご契約の更新の際に方が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日（満期日）までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨のお申出がいかぎり、前年と同条件で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日（満期日）までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

※車両保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当とさせていただきます。また、ご契約内容により、その他のご契約条件も一部変更させていただきます。

- ご注意** 1. 記名被保険者が個人のノンフリート契約で自家用8車種または車両保険の適用がない二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車のご契約に必ずセットされます。
 - 2. 明細付約款など一部対象外となるご契約があります。
- また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で「安心更新サポート特約」の適用対象外となる場合があります。

⑥補償の対象となる運転者の範囲 ②「運転者の範囲」 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は「運転者限定特約」、「運転者年齢条件特約」により、範囲を限定することができま。ご契約の自動車に運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。なお、SGPの場合は、運転者の範囲を設定できる用途車種・ご契約内容が限定されます。ドライバ―保険については、次の特約は対象外となります。

- 運転者限定特約「運転者限定特約（本人）※、または「運転者限定特約（本人・配偶者）」をセットし運転する方を限定した場合、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。 ※ THE クルマの保険のみ対象となります。
- 運転者年齢条件特約「運転者年齢条件（21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償※）」を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。 ※ THE クルマの保険のみ対象となります。

（注）ご契約の自動車が一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合は、21歳以上補償のみ選択できます。

運転者限定特約		運転者の範囲		
なし	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居のご家族	④ ①～③以外の方
本人・配偶者限定	○	○	○	○
本人限定	○	○	×	×
運転者年齢条件特約※1	運転者年齢条件が適用されます。			運転者年齢条件が適用されません※2。

※1 記名被保険者が法人である場合は、運転されるすべての方に運転者年齢条件が適用されます。 ※2 ④の方であっても、①からのいすゞ以外のの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

⑦ご契約期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご契約期間は1年間です。ただし、所定の要件を満たす場合は、1年超の長期契約や1年未満の短期契約にも契約いただくことができます。ご契約による補償は、ご契約期間の初日の午後4時（保険契約申込書などにより異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に開始し、満了する日の午後4時に終了します。

(3) 保険料の主な決定の仕組みと支払方法等 ②「保険料の主な決定要素と支払方法・支払方法等」

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は補償内容、運転者の範囲、ご契約の自動車の用途車種、使用目的※1のほかに、主に次の要素により決定されます。お客様が実際にご契約いただいた保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。ドライバ―保険については、一部取扱いが異なる場合があります。 ※1 「ご契約のしおり（約款）」の「保険料の主な決定要素と支払方法等」をご確認ください。

・所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下（ノンフリート契約）の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間※2により保険料が算出・動機される制度を採用しています。ご契約の際には、等級および事故有係数適用期間が正しいかご確認ください。新たにご契約いただく場合は6(S)等級となります。また、事故有係数適用期間は04年となります。・11等級以上のご契約※3に既に加入されている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約に加入する場合で一定の適用条件を満たすときは、複数所有新規契約（セカンドカー割引）として、7(S)等級が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。	・所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下（ノンフリート契約）の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間※2により保険料が算出・動機される制度を採用しています。ご契約の際には、等級および事故有係数適用期間が正しいかご確認ください。新たにご契約いただく場合は6(S)等級となります。また、事故有係数適用期間は04年となります。・11等級以上のご契約※3に既に加入されている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約に加入する場合で一定の適用条件を満たすときは、複数所有新規契約（セカンドカー割引）として、7(S)等級が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
THE クルマの保険の場合、または「SGP記名被保険者」を個人、かつ運転者年齢条件を26歳以上補償に設定している場合は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を適用します。ご契約期間が1年以下の場合は、ご契約期間の初日における記名被保険者年齢に基づく料率区分を適用し、ご契約期間が1年を超えご契約の場合は、「保険年齢」との初日における記名被保険者の年齢に基づく料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。	THE クルマの保険の場合、または「SGP記名被保険者」を個人、かつ運転者年齢条件を26歳以上補償に設定している場合は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を適用します。ご契約期間が1年以下の場合は、ご契約期間の初日における記名被保険者年齢に基づく料率区分を適用し、ご契約期間が1年を超えご契約の場合は、「保険年齢」との初日における記名被保険者の年齢に基づく料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。
自家用車（普通・小型・軽四輪）の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度」（普通・小型は1～17クラス、軽四輪は1～7クラス）により細分化され、自動車の型式ごとの事故の発生を反映するものとなっております。この料率クラスは、過去の事故の発生により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客様ご自身に事故がなく、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がることで、保険料は前年より高くなる場合があります。	自家用車（普通・小型・軽四輪）の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度」（普通・小型は1～17クラス、軽四輪は1～7クラス）により細分化され、自動車の型式ごとの事故の発生を反映するものとなっております。この料率クラスは、過去の事故の発生により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客様ご自身に事故がなく、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がることで、保険料は前年より高くなる場合があります。

※1 THE クルマの保険のみ対象となります。 ※2 事故があった場合に「事故有」の割増料率を適用する期間（ご契約期間の初日における残りの適用年数）を示すものとして設定されます。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増料率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増料率を適用します。 ※3 搭保ジャパンで契約されたご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なることがあります。

※6 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などを行います。 ※7 ご契約の自動車に二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。 （注1）補償のご対象となる被保険者の範囲が異なります。 （注2）ドライバ―保険は、保険金をお支払いすることができない主な場合について一部取扱いが異なる場合がありますので、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

②保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、補償内容ごとに決めていただくものとあらかじめ定められているものがあります。補償内容ごとの保険金額は、保険契約申込書などの保険金額欄でご確認ください。

③自己負担額 注意喚起情報

対物賠償責任保険および車両保険は、自己負担額を設定することができます。なお、車両保険の自己負担額の設定は次のいずれかの方式からお選びいただきます。また、定額方式の場合で一定の条件を満たすときは、「車対車自己負担なし特約」をセットすることができます。ご契約の自己負担額は、保険契約申込書などの自己負担額欄でご確認ください。 ●定額方式（2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故に適用される自己負担額と同額である方式） ●増額方式※（2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故に適用される自己負担額より高額となる方式） ※ ご契約期間が1年を超えるご契約においては、保険年度ごとに車両保険事故の回数を数えます。

④主な特約の概要 契約概要

- THE クルマの保険およびSGPの主な特約の概要は次のとおりです。 ○人身傷害・交通費用事故特約【オプション】人身傷害保険で補償の対象となる事故は「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車の事故」に搭乗中の事故や「自動車以外の交通費用事故」に搭乗中の事故、「歩行中の自転車との衝突事故」などの交通費用事故に拡大する特約です。 ※ 記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居のご家族が所有または主として使用する自動車を有する場合は、以下の条件が適用されます。 （注1）交通費用とは、自動車・移動用小型車、遠隔操作型小型車（倍重装置のあるもの）、かつて乗車したことがない、電車、ロープウェイ、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等を用いるもの、キックボード（電動キックボードを除きます）、バス・スクーター、三輪以上の幼児用車両、遊園地等に使用される乗り物等は含まれません。 （注2）この特約で補償の対象となる事故は、交通費用の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などとなります。 （注3）この特約により拡大した補償範囲の事故で補償を受けられる被保険者は、記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居のご家族・別居の未婚のお子さまにのみ適用されます。その他の被保険者は、搭乗中の事故で補償を受けられず、搭乗中の事故以外の事故の場合で、賠償義務者（被保険者の被った損害に対する法律上の損害賠償責任を負う方）をいいます。がいない、またはは確認できないときは、入通院後の損害賠償責任を負う方（医師の診断書、損害額決定書）のつづき「第1 傷害による損害」の「休業損害」「精神の損害」をお支払いの対象外となります。 （注5）記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約にのみセットすることができます。
- 車対事故・限定危険特約【オプション】車両保険のお支払対象となる事故の範囲を限定する特約です。 ○車両保険のご契約タイプと補償範囲

ご契約タイプ		事故例			ご契約の自動車以外の自動との衝突			動物との衝突・接触			あて逃げ			単独事故		
一般条件		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車対事故・限定危険		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

※1 物の飛来・落下の場合は、飛来中または落下中の他物との衝突などにより、ご契約の自動車に損害が生じた場合に限り、保険金をお支払いします。 ※2 人との衝突または接触により生じた損害は補償されません。 （注）ご契約の自動車が二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。

●地震・噴火・津波車両全損一時金特約【オプション】

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が発火または浸没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損一時金として50万円（車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします）をお支払いする特約です。 （注1）この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は搭保ジャパンに移転しません。 （注2）この特約は、車両保険を適用したご契約にセットすることができません。ただし、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車など一部の自動車の契約にはセットできません。

⑤主な付帯サービス ②「ロードアシスタンス利用規約」 契約概要

ロードアシスタンスのサービスメニューをご利用いただけます。ドライバ―保険については、本サービスの対象外となります。

②保険料の支払方法・払込期日

主な保険料の支払方法は次表のとおりです。お客さまのご希望に沿った支払方法をご選択ください。ただし、ご契約の内容によりご選択いただけない支払方法がありますので、詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

主な支払方法	概要	払込方法	割引	払込期日※1
口座振替	保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。	一括払 分割払	5% ※2	ご契約期間の初日の属する月の翌月の金 曜日の前週の振替日※3(分割払の場合 は、以降毎月4日の振替日)
クレジットカード	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法※5です。	一括払 分割払	2%※2	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日 (分割払の場合は、以降毎月※6の末日)※6
請求書	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書※7で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	一括払 分割払	5% ※2	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日 (分割払の場合は、以降毎月末日)
払込票	ご契約後、ご契約者へ送付する払込票※7を、ゆうちょ銀行(郵便 局、郵便ジャンパ)所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy (ペイジー)利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫な どにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	一括払	5%	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日

※1 ご契約を締結される申込日などによって異なる場合がございます。詳しくは保険証券(または保険契約継続証)をご確認ください。

※2 一定の条件を満たすご契約の場合は5%割引となります。

※3 原則26日(一部の金融機関は27日となる場合があります。)となります。なお、払込期日が金融機関の休業日に該当し、保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

※4 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合で、年払でご契約

の初日の属する月の翌月の毎年の応当月とします。

※5 ご契約者が個人の場合は、ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカード

カードにかぎります。ご契約者が法人の場合は、原則としてご契約者と同一名義のクレジットカードとします。ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただいていない場合

は、ご契約後にご契約者へ送付する登録はがきにより、ご自身でクレジットカード情報は登録いただく必要がありません。なお、登録はがきは保険証券（または保険契約継続証）とは別にお届けします。

※6 クレジットカード会社からお客様への請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

※7 払込票、請求書は保険証券、または保険契約継続証）とは別にお届けします。

(注) お客さまの勤務先または所属する団体などを通じて集まる団体扱や集団扱もあります。

が、ご加入には一定の条件があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③保険料の不払い時の取扱い

期日の属する月の翌々月の末日※1までの期間中に所定の保険料(分割)払回保険料の場合は、ご
払込猶予期間(保険料のお支払いがなかったことが故書による場合などを除き、保険料払込
期日のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、ご
契約期間の初日以後に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません。※2。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただきます。

※1 ドライバー保険の場合、「保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」となります。
 ※2 前契約の「安心更新サポート特約」の定めにより締結された継続契約で、所定の条件を満たす場合は取扱いが異なります。

(注) 団体級、集団級などのご契約は上記と取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または
損保ジャパンまでお問い合わせください。

(4) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(5) 補償の重複に関するご注意

次表の特約がセレクトされたご契約においては、補償内容が同様の保険契約（自動車保険以外の保険契約）にセレクトされる対象を含みます。か他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複する、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差や保険金額を正確に確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

個人賠償責任特約	2
----------	---

人身傷害交通乗用車事故特約	2台目以降の自動車保険の人身傷害交通乗用車事故特約※2、UGOKU※3の人身傷害交通乗用車事故保障（自動運転中に対外）など
自賠責費用特約(自動車事故限定型) 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約(自動車事故限定型)または弁護士費用特約(日常生活・交通事故型)、火災保険の弁護士費用特約、傷害保険の弁護士費用特約、UGOKU※3の弁護士費用特約(日常発生型、自動車事故型)など
ファミリーバイク特約	2台目以降の自動車保険のファミリーバイク特約

※1「UGOKU」はドライバー保険普通保険約款に「移動保険に関する特約」をセットした契約のペットネームです。

※2021年12月31日以前始期契約は「人身傷害車外事故特約」に読み替えます。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険契約申込書等の記載上の注意事項)

告知事項について重要を正確にお申し出された義務があります。告知事項については、保険契約者または記名被保険者(車両保険の補償を受ける方を言います。)には、ご契約時にご契約書などにおいて★印または☆印を出していただきますが、告知内容に誤がないよう十分ご注意ください。ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【主な告知事項】 「告知義務と告知事項」

ノンフリート契約、 フリート契約の区分	ご契約者が所有し、かつ使用する自動車の登録台数が10台以上の場合は、フリート契約として取り扱う必要があります。 ノンフリート契約とは保険料やご契約条件が異なりますので、ご契約時には正確な登録台数をお知らせください。	ご契約の自動車に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要な項目となります。また、記名被保険者の生年月日もお知らせください。記名被保険者の年齢によって、保険料が変わる場合があります。
記名被保険者の 生年月日		ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有されている運転免許証の色をご確認ください。 運転免許証の色がコートールである場合は、保険料を割り引きます。
記名被保険者の 運転免許証の色 (TTCクルマの保険のみ対象)		次の基準をもとに使用目的を設定してください。ご契約の自動車の使用目的により保険料が異なります。
使用目的の区分	業務使用	基準
ご契約の自動車の 使用目的 (TTCクルマの保険のみ対象)	通勤・通学使用	「ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して業務（仕事）にも使用する場合」 「業務使用」に該当せずご契約の自動車を定期的にかつ継続して通勤者本人自らの通勤・通学（最寄り駅などへの送迎を含みません。）にも使用する場合は
	日常レジャー使用	「業務使用」、「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
		(注)「定期的に、かつ継続して」とは、年間(使用日時ポイントで1年間)を通じて平均月15日以上の場合使用頻度をいいます。 なお、短期契約の場合は、ご契約開始の日数の過半数を使用する場合はいいます。
前契約の有無、 事故の有無、件数		ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険契約※が締結されていた場合にやそのご契約期間中に事故があった場合はお知らせください。等級および事故有係数適用期間を決めるための要素となります。

※損保ジャパン以外の保険会社の自動車保険契約、またはJA共済、全労済、全自共などの一部の自動車共済契約を含みます。

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次表のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 ご契約を申し込まれた日 本書面を受領された日	クーリングオフのお申し出される場合は、上記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付(8日以内の消印有効)または損保ジャパン公式サイト(https://www.sompo-japan.co.jp/ 経由(8日以内の発信日有効))でご通知ください。 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けるとはできませんので、ご注意ください。既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らず知らずのうちにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
お申し出を受けることができる場合	060-69338 東京駅前西側店 1-26-1 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-26-1 損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付センター 次の情報提供を クーリングオフします。 ○ ご契約の住所 ● 電話番号 ● 申込年月日 ● 保険種類 ● 証券番号 ● 証券番号欄 ● 取扱代理店・仲立人 ※1 保険契約申込書後に記載があります。 ※2 証券番号が不明な場合のみご記入ください。 補収証の右に記載があります。	
宛先およびご通知いただく事項(記入例)		
お支払いになった保険料の取扱	クーリングオフのお申し出された場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は、一切請求しません。ただし、ご契約期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出する場合は、ご契約期間の開始日(開始日以降に保険料をお支払いいただいたとき)には、損保ジャパンが保険料を受領した日(からクーリングオフのお申し出までの期間)に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがあります。	
クーリングオフができないご契約	・ご契約期間が1年以内のご契約 ・営業または事業のためのご契約 ・法人または法団・財団等が締結したご契約	・賃借が取立てされたご契約 ・通帳貸付等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ・通帳貸付等により申込みされたご契約

3) サービス利用規約について

契約概要

- ① ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」をセレクトする場合
「ドラレイング!」利用規約」をご確認のうえ、お申し込みください。
(注1) 買主と販売・故障等により損保ジャパンによる損害賠償金を支払った場合はこの特約の制限などを行った場合は、利用対象者より指定の期間までに損保ジャパンに請求を提起したくない必要が生じます。
(注2) 請求の返却が指定の期日を超過した場合、利用対象者の責に帰すべき理由により請求を返却できない場合は破損・故障等が発生した場合は、運約金が発生します。
- ② ご契約の自動車に走行情報等を送信する場合、利用対象者の責に帰すべき理由により請求を返却できない場合は破損・故障等が発生した場合は、運約金が発生します。
- ※ 「コネクテッドカー走行特性診断サービス」に関する利用規約」をご確認のうえ、お申し込みください。
※ 「走行特性診断サービス」が提供されます。詳しくは各サービスの利用規約をご確認ください。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、通知事項に要が生じた場合に遅滞なくご連絡をいただく義務があります。通知事項については、保険契約申込書などにおいて★印をつけていますので、変更の通知漏れがないように十分ご注意ください。

通知事項の変更について遅滞なくご連絡いただくだけない場合またはお手続き(変更手続き書類)のご提出および追加保険料のお支払いなどいただけない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【通知事項】 ①「通知義務と通知事項」(通知事項以外の変更を行う場合)

※ 記名被保険者の個人・法人区分※1
※ ご契約の自動車の登録番号、用途番号※1、使用目的※2
※ ご契約の自動車の重量等 (AEI自動車※3の有無・電気自動車・ハイブリット自動車・福祉車両)、特殊自動車区分(レンタカー・教習車)
※ 前年度のご契約の有無・件数
※ 安全運転表彰引の運用条件を満たした場合の割引率

※1 変更後の記名被保険者の個人・法人区分や用途番号などによっては、契約が自動的にセレクトまたは削除される場合があります。
※2 THE クルマの保険のみ対象となります。
※3 衝突実験軽減プレーン措置をいいます。

また、ご契約後、次の事実が発生した場合は、ご契約内容の変更などが必要となりますので取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

● ご契約者または被保険者の住所・氏名(名称)が変更となる場合※
● 保険金額の増額や特約をセレクトするなど、ご契約条件の変更を希望する場合
● 変更となる場合
○ ご家族の転居やご結婚などにより運転者の範囲が変更になる場合
○ 運転者限定特約により限定した範囲外の方または運転者年齢条件を満たさない方がご契約の自動車を運転される場合
○ ご契約の自動車を運転される方も若い方が誕生日を迎えられた場合
● ご契約の自動車を譲渡する場合
○ 買い替えなどにより、ご契約の自動車を譲渡する場合
○ ご契約者が自ら所有し、かつ使用する自動車の総契約台数が10台以上となる場合
● 車両保険の適用がある場合で、自動車の改造、付属品の装着、取り外しなどによりご契約の自動車の価額が変わるとき
● ご契約の自動車の業務専用車両の譲渡・非該当の区分が変更になる場合※
※ 記名被保険者が変更となる場合は、変更後の記名被保険者の運転免許証の色、色回し許容年(THC クルマの保険のみ対象)および生年月日を確認してください。

(2) 安心更新サポート特約について

契約概要

①「ドライバー保険は対象外です」

②「安心更新サポート」

記名被保険者が個人で、ご契約の自動車の用途が専らご家用8車種、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合は、一部のご契約を除き「安心更新サポート特約」が適用されます。この特約では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日(満期日)まで取扱代理店もしくは損保ジャパンまたは、前年同等条件※から契約を更新しない旨の申出がない限り、ご契約の更新等※で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日(満期日)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(注2)「中断証明書」の有効期間は、中断日の翌日※から起算して10年以内です。
※ 海外運転の事由により「中断証明書」を発行している場合は、新たなご契約の記名被保険者の出国日の翌日となります。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただけて有効に成立したご契約については、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一時期間凍結されたため、金額が削減されたことがあります。

ただし、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となり、また、ご引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返戻金などの割当て(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(3) 個人情報取扱いに関する事項

注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。))に利用します。また、次の①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者は外国にある事業者等を含みます。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。))がります。

- ④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社を提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。))の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報取扱いに関する詳細(国内外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社等については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

①「事故が起こった場合」

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の書類等をご確認ください。

(5) 事故件数の数え方

注意喚起情報

①「保険料の主な決定要素と払込方法・支払方法等」

継続前のご契約で事故があった場合は、次の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間が決定されます。
(注) 損保ジャパンが既に支払った保険金を全額回収した場合、あるいは、中断証明書※を発行した後に、ご契約者、被保険者または保費請求権者が、その再保険の主張を損保ジャパンに返還した場合であっても、その事故は保険事故として取り扱います。

■1 等級ダウン事故

- 1 等級ダウン事故」となるのは次の①と②ともに満たす事故です。
- ① 次の事故またははその組み合わせの事故であること。

a. 車両保険事故※
b. 車両損壊動産特約事故
c. 破け引自動車車両損害特約事故

十

- ② 事故発生の原因が次のいずれかに該当する事故であること。

- a. 火災または爆発(将来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突、もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
- b. 盗難
- c. 過剰
- d. 台風、竜巻、洪水または暴潮
- e. 落着いたずらなどのご契約の自動車を対する直接の人為的行為(火災のいすけに該当する損害を除きます。)
- f. ご契約の自動車の運行に起因して生じた損害
- g. 破損(破損運転車両損害特約の保険金のみの支払う場合)にかぎります。
- h. a-gのほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)
- ※ リースカーの車両費用特約事故、車両費用特約修理費優先支払特約事故、車両代償特約事故、車両全損回復旧費用特約事故および故障運転時車両損害特約事故を含みます。

■ノーカウント事故

ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。なお支払うべき保険金が、次のいずれかの保険金のみ、またはこれらの組み合わせの事故を「ノーカウント事故」として取り扱います。

・対人賠償責任保険の臨時費用保険金のみの支払う事故
・対人傷害責任保険(人身傷害交通通車用具事故特約の対象事故を含みます。)
・人身傷害入院時諸費用特約事故
・人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約事故
・搭乗者傷害特約事故
・無保険車両損害特約事故
・ロードスワップ等諸費用特約事故
・ロードアシスタンス事業特約特約事故
・代車費用特約(特約30E型)事故
・代車費用特約(15E型)事故
・地震・噴火・津波等面全損一時金特約事故
・ファミリーカー特約事故
・弁護士費用特約(自動車生活・事故・自動車事故型)事故
・弁護士費用特約(自動車生活・事故・自動車事故型)事故
・個人賠償責任特約事故
・安全運転教育費用特約事故
・車両保険(リースカーの車両費用特約を含みます。))の応急処置費用、運搬費用、盗難引取費用のみを支払う事故
・普通保険約款第5条の無過失事故の特約の定めにより保険金を支払わなかったものとして取り扱う事故
・被害者救済費用特約事故(被害者救済費用特約事故で、対物全損時修理費超過費用に達する事故を除く保険金を支払う場合を含みます。)
・心臓病発作等による事故の被害者損害補償特約事故(心臓病発作等による事故の被害者損害補償特約事故で、対物全損時修理費超過費用に達する事故を除く場合を含みます。)

■3 等級ダウン事故

- 1 等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、13 等級ダウン事故」として取り扱います。
① この書面に記載のない項目については「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

お電話の際は、おかけ間違いにご注意ください。

万が一、事故・トラブルにあわれたら

万が一の時はすぐに損保ジャパンへ連絡を!

24時間365日対応可能!

事故にあわれた際のご連絡先

▶ 事故サポートセンター

0120-256-110

LINEでのご連絡はこちら



自動車の故障やトラブル対応時のご連絡先

▶ ロードアシスタンス専用デスク

0120-365-110

WEBからのご連絡はこちら ▶



商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター(電話)

【受付時間】

- ◆平日: 午前9時～午後6時
- ◆土日祝日: 午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

オンラインカスタマーセンター(WEB)

【受付時間】

スマートフォン・パソコンから
24時間365日ご利用いただけます。

<https://car-vivr.sompo-japan.co.jp/>



(注) ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

お客さま向けインターネットサービス

損保ジャパンマイページ <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

便利なサービスをいつでも
無料でご利用いただけます。

• ご契約内容の照会 • 住所・電話番号の変更手続き • 代理店へのお問い合わせ など



自動車保険のご加入時に知っておきたいポイント

一般社団法人日本損害保険協会のホームページでも
ご確認いただけます。

<https://www.sonpo.or.jp/insurance/car/point.html>



エコマーク認定
自動車保険

この自動車保険は、

- お客さまの環境配慮行動の促進
(エコカー割引、Web証券、Web約款の推進)
- 事故による環境的損失の削減
(事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進)

に貢献しています。

エコマーク認定番号: 第10 147 008号 使用契約者: 損害保険ジャパン株式会社

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】

◆平日: 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

03-4332-5241 (全国共通)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

★「SGP」は、「一般自動車保険」のペットネームです。

★このパンフレット兼重要事項等説明書は、「一般自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については、「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。
なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

☆お客さま(保険のご契約者)と記名被保険者(ご契約の自動車を主に使用される方)が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレット兼重要事項等説明書に記載された内容をお伝えください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先